施設等利用給付認定申請に関する誓約書

【2・3号認定申請のみ】

該当する事由をご確認いただき、同意する場合は「□」にチェックしてください。

(1) 就労(月64時間以上)の方

退職した場合、10日以内に退職証明書を提出し、退職日から2ヶ月を経過した日が属する月の 末日までに転職後の就労証明書の提出が必要となります。期限までに提出がない場合、2・3号認 定対象外となります。

期限どおりに提出いたします。

(2) 求職活動・採用内定の方

求職活動・採用内定の方は、認定期間が2ヶ月間です。継続して認定を受けるためには、認定日から1ヶ月以内に就労し(求職活動の場合は、1ヶ月半以内)、1ヶ月半以内に就労証明書を提出 することが条件となります。

<u>期限どおりに提出いたします。</u>

(3)月64時間未満労働の方

ご提出いただいた就労証明書が月64時間未満労働の方は、就労の要件の基準を満たしていないため、2・3号認定の対象外となります。

ただし、認定日から1ヶ月以内に月64時間以上の勤務をし、1ヶ月半以内に就労証明書を提出 する意志がある場合、誓約のうえ、認定期間を求職活動と同様に2ヶ月間として認定します。 以下の誓約がない場合、本申請における2・3号認定の対象外です。

月64時間以上の勤務をし、期限までに提出します。

(4)育児休業中の方(育児休業取得時に幼稚園等を利用していない場合)

育児休業中の方は、認定期間が2ヶ月間です。継続して認定を受けるためには、認定日から1ヶ 月以内に復職し、1ヶ月半以内に就労証明書を提出することが条件となります。

期限どおりに提出いたします。

(5)出産予定(産前6週・産後8週)の方

出産予定の方は、認定期間が産前6週開始日を含む月の1日から産後8週終了日の翌日を含む月の 末日までです。継続して認定を受けるためには、保育の必要性の要件を満たしたうえで、事前に変更 申請が必要となります。保育の必要性がない場合は、認定期間満了後、2・3号認定の対象外となり ます。

継続して認定を受ける場合は、事前に変更申請します。

(6) 在学の方

在学の方は、認定期間が在学期間となります。継続して認定を受けるためには、保育の必要性を 満たしたうえで、事前に変更申請が必要となります。保育の必要性がない場合は、認定期間満了 後、2・3号認定対象外となります。

継続して認定を受ける場合は、事前に変更申請します。

(7)病気や障害がある方

病気や障害がある方は、認定期間が診断書に記載された診断期間となります。継続して認定を受けるためには、診断期限の翌日から1ヶ月以内にその後の保育の必要性の要件を満たす書類を提出する 必要があります。保育の必要性がない場合は、2・3号認定対象外となります。

継続して認定を受ける場合は、期限までに提出します。

上記事項につき、同意いたします。

年

月

Η

保護者氏名(父)

<u>保護者氏名(母)</u>